

資料紹介

郵政資料館所蔵「二条・大坂御城内刻附定飛脚曆代記」

「駅通志料」を読む会

史料解題

前号・前々号に引き続き、郵政資料館が所蔵する「駅通志料」中の飛脚関係史料から、未公開史料を紹介する。本史料も、前号まで二回にわたって掲載した史料（「東海道宿毎応対日記 上下」と同じく、筆者は当時、飛脚問屋山田屋八左衛門の店預り人であったと思われる利右衛門である。利右衛門は安永二年（一七七三）に生まれ、十六歳で大坂屋茂兵衛の丁稚となった人物であり、本史料の末尾には「仲間惣代 利右衛門」と署名している。なお、「駅通志料」、利右衛門、およびここで示される定飛脚（江戸・京都・大坂の三都の飛脚問屋仲間）に関する概略については、前号の史料解題、前々号の前文などを参照されたい。

「東海道宿毎応対日記」と同じく、本史料についても郵政資料館には同名の二種の和装のテキストが存在している。その内一種は、「和第二百四十七号」の番号が記され、「駅通局庶務課編輯係章」という朱印が押しあてられている。また、「郵便博物館」の所蔵図書であることを示す付票が表紙に貼付されている。また、表紙に貼られた四角い題箋の左端に「第卅八帙入十二冊之内」とあり、縦長の外題題箋には「二条大坂御城内刻附定飛脚歴代記 十」と書かれている。このテキストの前表紙の裏には、駅通局図書番号「第二百七十四号」を示す朱印が、また、本文冒頭には「駅通局

図書章」の文字のある朱印が押しあてられている。史料本文は「駅通局」の文字の入った罫紙に筆写したものである。いまひとつのテキストは駅通局による写本の原本と思われるもので、表紙には「郵便博物館」の所蔵図書の付票が貼付されている。そこで、今回も原稿作成に当たっては、後者を底本として適宜前者を参照した。

なお、本史料のタイトルであるが、駅通局において筆写したと思われるテキストでは、「歴代記」となっている。写本の原本と思われるテキストでは「曆代記」となっている。こちらを採用することとしたい（前号での史料解題では、引用の際に「歴代記」としたので訂正したい）。また、どちらのテキストも、本文中の表題は「刻附」の文字が抜けているが、ここでは扉に記された表記を用いることにした。

本史料の解説と校正作業は、これまでと同様、「千葉古文書の会」の有志の内、隅田孝氏を中心となり、青柳整、尾出恒廣、小川昌造、亀井道生、城戸淳子、古川和市の各氏が、「駅通志料」を読む会」を組織して行った。作業を進めるに当たっては、物流博物館の玉井幹司が事務局を勤め、最終的な校正作業にも参加した。

原稿作成に際しては、これまでと同様、山本光正氏に懇篤なご指導を頂いた。記して御礼を申し上げます。

以下、本史料について若干の解説を加えてみたい。

本史料の筆者、利右衛門の手になる史料としては、現在のところ、①「東

海道宿毎応対日記」のほか、児玉幸多編「近世交通史料集七 飛脚関係史料」(吉川弘文館、一九七四年)に所載の七点の史料②「定飛脚発端旧記」、③「定飛脚問屋願濟一件」、④「仲間諸仕法取締願一件」、⑤「仲間心得之四ヶ条并板行摺願一件」、⑥「甲府之儀御尋幸国々繩張」、⑦「四度目再御願一件」、⑧「御番衆定飛脚監腸(濫觴)」、および同じく「駅通志料」中の未公刊の⑨「東海道取次所示談書連印帳」が知られている。この内、成立年代が記載されているか、ほぼ推定できるものは、本史料のほかは①②⑦⑧⑨であり、いずれも下限は天保十年(一八三九)から十二年頃までの成立と考えられる(このうち、テキストの内容から成立年代を推定できるものは①⑦⑧⑨)。本史料はしたがって、利右衛門の著した史料の内、成立年代が明記されている二つの史料の一つであり¹⁾、その成立時期は表題から天保十一年九月(序文には天保十一年孟秋とあり)であることがわかる。したがって、著者の利右衛門は満年令でいえば、この年六十七歳ということになる。

史料の内容は、表題にある通り、三都の飛脚問屋が請け負った二条・大坂城の番衆の荷(刻附状箇とよばれる)の輸送に関する事跡をまとめたもので、史料冒頭に記されている通り、具体的な経緯の説明に対し、後年の利右衛門の感想が朱書きで記されている。

史料に記された内容は主に二つの部分からなる。まず初めに、大坂城番衆の荷を月三度往返して運ぶことに始まった三度飛脚の濫觴について触れた後、江戸・京都・大坂の町飛脚問屋仲間の略史が述べられているのが前段といえる部分である。ここでは、天明二年(一七八二)の株仲間公認、享和二年(一八〇二)の京都における借会符の一件、文化年中に通日雇請負人六組仲間(江戸六組飛脚仲間)大芝組の近江屋十左衛門が、二条・大坂城番衆の輸送を一手に引き受けようとした企てなどが述べられている。後の二件は、本史料の記述の中心となる後段の大坂の飛脚問屋・江戸屋平右衛門の一件と同様、三都の飛脚問屋による番衆の荷の輸送請け負いが危機に瀕した事態を記録したものである。

本史料のテーマである大坂城・二条城の大番頭と配下の番衆の荷を運ぶ名目の輸送は、江戸・京都・大坂の町飛脚問屋仲間にとって「家業之元備」²⁾

とされ、これとは別の他のさまざまな飛脚便においても主に各宿問屋場の馬を利用しながら運ぶ町飛脚にとっては、飛脚業の公的な意義を表す源泉ともなる重要な輸送であった。と同時に、この輸送は古くから馬三疋で行い、内、宰領が跨る乗掛馬に番衆の荷を積むほかは、一般の商貨を積むことが慣例となっていた。ちなみに本史料で「引荷」「引荷物」とあるのは、乗掛馬ではなく曳いていく馬の荷物であり、すなわち一般の商貨を運ぶ二疋の馬の荷をさす。この輸送に関しては、大坂城の場合、毎年八月の番衆の交替の際に東海道各宿に先触が出され、毎月三回の往返について、問屋場において馬三疋を御定賃銭で利用することが認められていた³⁾。したがって、番衆の輸送に名を借りて一般商貨をも輸送できる点は飛脚問屋にとって有利な点があったが、反面、たとえ彼らの業体の発端から続く輸送業務といえども、この慣行がなければ番衆の荷のみを運ぶことは「諸雑費二不引合」⁴⁾、経済的に成り立たない輸送であった。しかも、番衆の荷を装い一般商貨を運ぶことは、一歩間違えば家業の存続にも関わる重料に問われかねない危険性を孕んでいた。

ここで取り上げられている享和二年の借会符の一件も、京都において会符の不正使用が厳しく取り締まられた際に、この「引荷」の発覚を京都順番飛脚問屋仲間が恐れ、江戸仲間の相仕となることを拒否した事件であり、「引荷」が番衆によって黙認されている慣行であった点に、問題の本質があったといえる。しかし、この場合においても、番衆の輸送がとくに問題も起こさずに続行できた点が、利右衛門の強調したい点であった。

文化年中の近江屋十左衛門の一件は、六組飛脚である近江屋が、定飛脚の「元備」であるところの番衆の輸送を奪取しようとした点において、大きな問題となった事件であった⁵⁾。この二つの事件はいずれも事なきに終わったが、本史料において次いで詳しく具体的な経緯が示される大坂の飛脚問屋・江戸屋平右衛門の一件とも深く関わりのある内容であり、序文や末尾にも述べられている通り、本史料自体が、この「家業の元備」の機微を後世に至るまで伝えていこうとする意図によったものである。

さて、後段において紙数を費やして述べられている江戸屋平右衛門に端を發した一件は、文政二年(一八一九)八月より、大坂城番衆の宿状輸送

を年番で勤めることとなった江戸屋が、番衆の「風義不案内」「度々不調法」のため、城内出入りを差し止められ、「召放」となったことに始まる。番衆側では江戸屋に替えて城内出入りの森井常七なる人物から宰領を雇い、「直立」の飛脚を江戸へ差し立てることとなり、このため番衆側および森井常七と、江戸屋の相手を勤めていた江戸の飛脚問屋・大坂屋茂兵衛などとの間で緊張感に満ちた書簡のやり取りが交わされる。飛脚問屋にとって、近江屋十左衛門の際と同様、「家業の元備」を失いかねない危機であった。

本史料の筆者・利右衛門は当時四十歳代半ばであり、大坂屋の店を取り仕切る中心的人物であったと考えられる⁶⁾。大坂屋茂兵衛名義の書簡は全て利右衛門の筆に基づいたものであり、江戸の飛脚問屋六軒仲間連印の書簡も、やはり同様のものとみてよいだろう。なお、本史料中、享和二年の借会符の一件において「大坂屋手代千蔵」とある者、および江戸屋平右衛門の一件で、森井常七の十一月五日付書簡に登場する利助は、いずれも利右衛門の改名以前の名前である⁷⁾。

この事件の経緯の詳細は史料に明らかであるが、利右衛門の見立てによれば、結局のところ、この一件は番衆の輸送を年番制としたことに端を発した大坂の飛脚問屋仲間内での内紛であった。大坂の三度飛脚問屋仲間では、文政二年九月に「仲間仕法書」を定めており、その仕法書の第三番において、番衆の輸送を「馬出四軒屋」、すなわち津国屋十右衛門、天満屋弥左衛門、江戸屋平右衛門、尾張屋惣右衛門が毎年順番で交替して引き受けることと定めている⁸⁾。仕法書制定直後にこの事件が起こったわけであるが、本史料の記述から考えると、おそらく大坂仲間では、この時期に初めて番衆の輸送を年番制に移行させようとしたものである。最終的には、「二三ヶ年以前迄」（八頁下段）長らく大坂城番衆の輸送を請け負っていた津国屋十右衛門が再びその任に就くこととなり、事件は収束するに至った。

ちなみに文政一年には、大坂仲間における仕法立てのための評議において、大坂の飛脚問屋が共同で運営していた早飛脚会所・柳屋⁹⁾の延着が慢性化していることについて、津国屋組合の喜右衛門が難じたことから津

国屋抱え宰領と他の三軒の抱え宰領との間に紛議を生じ、津国屋と他の飛脚問屋九軒が対立して江戸参着を争う大騒動に発展、京都順番飛脚問屋仲間や、桑名・大津宿間の宿々惣代の大津・草津両宿問屋の仲裁の甲斐もなく、江戸仲間をも巻き込んで訴訟沙汰にまで拡大する事態となった経緯があった。この時、利右衛門は江戸仲間の年行事伏見屋と名乗って大坂に出向き仲裁を行い、文政二年八月一日よりようやく柳屋の早飛脚が大坂仲間合体立ってとなっている¹⁰⁾。こうしたことから、江戸屋の一件に関しても、利右衛門はその背景について容易に推察し得たものと思われる。

本史料において、江戸屋の一件に関するやりとりの詳細を記録した利右衛門の主要な関心は、史料末尾に述べられている通り、先に述べた番衆の輸送における「引荷」の問題であった。この「引荷」が飛脚問屋側の勝手な慣習ではなく、番衆も認めた上での慣行であり、「引荷」を含めた形での番衆の輸送の重要性を示すことが、本史料執筆の動機であったといえる。しかし、「引荷」の問題は、利右衛門も記すように、番衆の側でも公然と主張することが憚られる微妙な側面を含んでいた。事実、本史料末尾にある通り、天保七年（一八三六）、天満屋が年番の際に差し立てた番衆の荷を運ぶ飛脚が、馬士により荷を解かれ町方より請け負った金子の内、一五〇両が奪われるという盗難事故に遭遇した際、京都町奉行所においてこの問題が顕在化した¹¹⁾。利右衛門が本史料のような記録を後世に残したのも、この事件とその後の経緯がきっかけとなっていたことは史料に見る通りである。ここで利右衛門が使用する論理は、「御用飛脚江売買之荷物を加候訳ニハ無之、取交 御免之定飛脚江 御番方之御用向ヲ為持合候」¹²⁾、すなわち、本史料冒頭に記されている如く、「御用達にあらず、御用便之飛脚を引請る町人たり」（六頁上段）、というものであった。

利右衛門がこのように「家業の元備」としての番衆の刻附状箇の輸送にこだわるのは、飛脚が自ら輸送手段をほとんど有さず、その輸送が宿駅制度を前提として成り立つ性格のものであったことと深く関わっている。本史料中、十月十九日付の大坂飛脚問屋三軒宛書簡に、「宮様方飛脚御用向引請度と申願人有之、或ハ荷物近來都而及延着、御察当之廉茂御座候折柄と申、外町人ニ而家業体ニ紛敷もの出来候而者相統体ニも拘り可申哉」

(十一頁上段下段)と述べられているような事態、すなわち新規輸送業者の台頭、宿駅での人馬払底など、社会情勢の変化を前に、番衆の權威を借りた輸送を三都飛脚問屋仲間の業体の基本と位置付けなければ、飛脚業の独占の維持はかなわず、また、宿問屋での継立ての遅滞によって大きな支障が生じたのであった。しかし、「天下之 御威光を蒙らされは、片時茂業となす事能す」(六頁上段)・「都而私共家業体之儀、御番方之御息をはなれ候而ハ者、渡世難相成身柄ニ御座候」⁽⁸⁾としつつ、その特権が暗黙の慣行に基づかざるを得ないという点に、その脆弱さと宿駅制度下における輸送システム自体の限界をみないわけにはいかない。

本史料が書かれた二年後の天保十三年(一八四二)六月に、天保改革の株仲間停止に基づき、定飛脚問屋仲間は停止を命じられ、その後、嘉永五年(一八五二)に再興をみる。明治以降、あらたな交通政策の下、飛脚問屋仲間は大きな発展を遂げることになるが、その際、明治新政府が最も注目したのは合併した飛脚業者のもつネットワークと資力であったと思われる。津国屋をめぐるさまざまなトラブルをめぐり、「三ヶ処合休之家業柄」(十一頁上段)の仲間の結束を維持しようとする利右衛門の姿に、後の時代へとつながる確かな動向をみるができるかもしれない。しかしそれは、とりもなおさず、当時の社会情勢を背景とした輸送事情の逼迫が背後にあったためであろうとも推察できよう。

〔「駅通志料」を読む会 事務局 物流博物館・玉井幹司記〕

註

- (1) 江戸・京都・大坂の飛脚問屋仲間についての通史的な記述を行っている日本通運㈱『社史』(二九六二年)では、「御番衆定飛脚監腸(濫觴)」の成立年代について「天保十一年二月序」としているが(同書三六頁)、同史料には序文はないため、これは「定飛脚発端旧記」の序文の年代と取り違えたものと思われる。
- (2) 本史料序文ほか。
- (3) 以上の事実関係については、前号の解題を参照のこと。
- (4) 本史料七頁下段参照。以下、本史料の引用は、頁数と上段・下段の別のみ

を記す。

- (5) この一件に関しては、「甲府之儀御尋幸国々繩張」(児玉幸多編『近世交通史料集七 飛脚関係史料』、吉川弘文館、一九七四年、五五四～五五五頁)にも記載がある。本史料と同様、この史料にもこれを機に在番中の番衆の用向きは無賃となったとの記載がある。
- (6) 「甲府之儀御尋幸国々繩張」には、文化十四年(二八一七)十一月廿九日付の文書に、「年行事茂兵衛煩二付代千蔵」と見える(児玉幸多編前掲書、五五三頁)。千蔵は利右衛門に改名する以前の名前である。
- (7) (3)に同じ。
- (8) 「三度飛脚問屋仲間仕法帳」、児玉幸多編前掲書、四五三頁。
- (9) (3)に同じ。
- (10) 前掲日本通運㈱『社史』(八九頁)、「甲府之儀御尋幸国々繩張」(児玉幸多編前掲書、五五五～五五七頁)。
- (11) この件については、「御番衆定飛脚監腸(濫觴)」(児玉幸多編前掲書、五九四～六一〇頁)に詳細な記載がある。
- (12) 同右、六〇四頁。
- (13) 同右、六〇〇頁。

凡 例

資料の翻刻にあたっては、原文書に忠実に活字化することを原則としたが、通読の便を考慮して次のような処理をした。

- イ 異体字を含め漢字は原則として常用漢字を適用した。常用漢字にないものは原文のままとした。
- ロ 明らかな誤字は本文中の()内に正字を示し、または右傍に(マ)としたが、判読しにくい誤字は□で示し右傍に(誤字)とした。脱字は本文中に()または(□□脱力)で示した。
- ハ 変体仮名は原則として現行の字体に改めた。ただし、助詞として用いられる江(へ)、茂(も)、与(と)、而(て)、者(は)、之(の)、

ハ（は）、ニ（に）、ニ而（にて）は残した。
 合字（より、等）は普通字体に改めた。
 ヘ 踊り字は、漢字は「々」、仮名は「、」「、」「く」とした。
 ト 最小限の並列点（・）や読点（、）を付した。清濁は原本のままとした。
 チ 貼紙、異筆、割註、添書等は「」で示し、（ ）内にその旨を示した。
 リ 闕字は一字あけ、平出は改行した。
 ヌ 引用の書簡・証文等の前後に一行挿入した。
 ル 編者の加えた注は（ ）で示した。
 ヲ 本文中にみられる朱書き部分については、開始位置に（朱書）として示し、朱書き部分の行全体を一段下げた。

（表題）

「天保十一庚子年九月十七日披露ス

二条・大坂 御城内刻附定飛脚曆代記

定飛脚問屋

仲 問

席（序）文

蟹は甲に似せて穴をほるとかや、人もその如くなむめり、賤しき民家と申内にも、わけて本町三丁目新道岩附町家ぬしの蛆むしより人となりて、聖賢の教ハ更なり、六合・五典の交、素より知るへき筈なし、年たけて丁稚奉公として、飛脚家業の許に身を寄せ、計らす五十余年の雪霜を経たり、されとさせる功もなく、身の取締らざるはうち虫の性を得しものならん、世の中の塵芥ともいへは云へ、せめて人の皮を冠りたる此家業の元備・棟木ともおもふ二条・大坂 御城内御在番中往返せる定飛脚の監腸（濫觴）を再吟し、聞とり見とりの年曆、順立して後世の一助ともならん歎と、彼の蟹の穴を掘るのミ

天保十一庚子年孟秋

年を経て

定飛脚問屋代役之隠士

利右衛門

六十八才

謹而書之

江戸本町三丁目新道岩付町

元木津屋六左衛門召仕利助倅

万町大坂屋二年來勤めし千歳

附

墨書之本文ハ其年月之始末
朱書之訳文ハ年去りて之評論

二条・大坂御城内定飛脚曆代記

元和元年大坂 御城内豊臣家御武運傾き、終に落城に及び、天下一統東武

將軍様 御代万歳に納り、士農工商枕を高ふして各其業を営む、就中飛脚請負家業之儀者四民ならずして、四民の用弁をなす業となりぬ、此業唐土・我朝類例を慕ふたる業にあらず、全く

当 御代之御政事、諸街道ハ勿論、国々端々迄茂御仁政の御行届あるを以、此業を産り、断(理)なるかな、御用筋之御書翰を始、金銀其外及なき大切之諸品を遠路の旅行独歩して其業を勤む、されハ天下之

御威光を蒙らされは、片時茂業となす事能す、

御用達にあらず、御用便之飛脚を引請る町人たり、其故ハ元和年中、大坂 御陳(陣)御平均之後、御城 松平下総守忠吉公に給る、御居城之刻、摂州西成郡天満河崎ニおゐて東照宮を鎮座し奉る、西国探題之御要城たり、寛永十五年、西国肥州嶋原におゐて、切支丹宗門蜂起御退治あり、其後大坂 御城御番城となる、是より

下総守様江播州姫路を賜る、姫路少将之御家系たり

一 大坂 御城 御番城となりて、年々 御番衆様御在城中御宿状往返之定飛脚御手人又者御雇入飛脚被 仰付、尤東海道宿々問屋役人中江茂夫々御仕法立之御取示ありて御定規・御取極之古例ハ毎月三斎宛往返之積、馬数ハ三疋ニ限継立可申旨、道中日数八日、泊り付宿々駄賃帳、刻限等之御仕法御例となりて御法式定る

(朱書)

此 御用定飛脚ハ御手人者勿論、其頃之飛脚屋或ハ日雇請負人之頭より御雇入ニ而茂 御城内御小家より御差立ニ相成、勿論御荷物率領之旅行出立者御月番御組頭御紋付之法被・帯刀たるべし、是を社

御城内御用之定飛脚とも申べけれ

一 寛永十六年以来、右定飛脚之定例道中筋継立乗均し、寛文中中之頃迄凡式十余ヶ年之間ハ、たとへ飛脚屋之抱才領たり共、御番衆之法被・帯刀して往返せしもの也、然ル処別段 御番衆之 御用物限往返定飛脚御差立ありてハ、恐なから年分御失却(脚) 多分相懸り、御勝手許ニ拘り、折柄町飛脚幸便請負家業之仲間、江戸同業、夫より誰となく為打合、組合業体日増手堅く為申合、双方より願立、或ハ 御番方御役人衆中より茂御召出シありて、右年限之内諸向之手筈取極りたる事たり

一 寛文四年辰ノ八月、大坂大 御番御頭松平豊前守様・岡部丹波守様并御百騎方御組頭様方 御拾式組ハ勿論、京・大坂・江戸飛脚家業之者双方蝶(喋)シ合、熟談なりて御番衆様方之古例を以、町飛脚江引請被 仰付由縁たり、則当時古例之形を守引請 御用相勤来る

(朱書)

此引請御証文、古例を守、年々 御交代之度毎引請、年番并其土地仲間加判御請負証文左之通、尤此以来御法被・帯刀不為致、町飛脚問屋抱宰領誰と名乗往来、町人体之旅行たり

一 年曆押移り、追々江府

御膝元農工商之町人数万ニ相成、御町数者勿論、数千町之諸人、京・大坂を始、奥州・西国・北国之端々迄茂国用交易之弁理家業となりて、往返之諸荷物仲間江引請相増、折柄東海道を始、いつよりとなふ稼馬相減(減)し、勿論右刻限付継送り、御城内御番衆御用向為持合たる分ハ年々 御往来之度毎 御声懸り有之事故、遲滞なしといへとも、惣体之定飛脚荷物自全(然)と宿々継送り相滞、業体成かたく、依之安永二巳年中、京・大坂・江戸同業為申合、江戸仲間九人江引請、道中 御奉行安藤弾正少輔様・大屋遠江守様御勤役中、街道筋馬継遅滞不致様 御触并定飛脚問屋名目道中往来之目印・懸ケ看板、其外永代冥加上納仕度次第、古来より両地 御城内御用向を始、諸向上一体之弁理を達シ候家業体之段申立、御慈悲を以 御威光を願ふ

(朱書)

此御糺中三ヶ処仲間之儀者寛永年中より誰よりとなく為申合、夫々組合家業となりたる因縁、且又京・大坂 御城内 御番城となりて、三度飛脚之惣名を産出し、御用・私用之無差別、日限便を以差立方仕分ケ貴賤高下之飛脚用ニ不拘、一箇ニ取纏め飛脚差立る故を以、家業ともなり、諸向之用向を取交差立る故を以、世上利勘ニ茂相當り、弁理得失之訳柄、恐ながら 御賢慮ありし歟、右願十ヶ年を経て、諸向 御糺之上御免許となる

一 天明二寅年十一月、道中 御奉行御跡役 「御勘定御奉行(右添書)」桑原伊予守様於御役所、「大御目附(右添書)」大屋遠江守様御列座ニ而願之通被為 仰渡候

北町 御奉行 曲測甲斐守様 仲間願之筋町々差障り無、通日雇請南町 御奉行 牧野大隅守様 負人其外御取調ある

江戸町年寄奈良屋市右衛門殿懸りニ而、看板其外町中心得方御取示ある

右願濟之御請書控、道中筋 御触之写別冊旧記ニあり、略す

一 天明四辰年中、尚又再 御触を願ふ、定飛脚荷物之儀、町人共売買之荷物ニ不限 御用筋之御書翰も入、早便・並便請負之廉も有之、及遲着候而ハ諸向之差支ニ相成る間、無等閑繼立候様再 御触有之

(朱書)

此御請書、再御触之写別紙旧記ニあり、御用売買用無仕訳証書たり

一 天明年中より寛政年中之頃、諸街道宿々馬扨底之由を以、諸往来人馬繼立差滞る故を以、家業体之ものに限らず、諸町人交易之荷物、おもき 御家々之御称号を唱、貸借会府(符) 荷物流行す、於京都町御奉行松下信濃守様御懸りニ而 御取調あり、享和年中右懸り合之もの共、おもき 御仕置被 仰付たり

(朱書)

此時 御用所と唱取扱候仕出シ許ハ勿論、荷主之者一同家財闕処、当人重追放被 仰付、京地仲間不殘懸り合ありて、御咎メ手錠五十

日被 仰付、彼地町人恐入慎中、旁二条 御城内御用向為持合候定飛脚差立方引請人無之、以来江戸仲間相仕ニ不成旨一同より断書到來す

一 于時享和二戌年之春なりき、京地借会府(符) 一件之取沙汰、江戸仲間内ニ而茂懸り合たるものありて頗る恐怖の思ひあり、然る処江古来より二条 御城内御用向刻付定飛脚 御城内御用向限り差立候引請ニ而者諸雜費ニ不引合、依而以来御断申上呉候様との事尤ながら、今更 御番方江双方御免之御断被申立問敷、併前以可申上迎、此年来ル四月より二条 御番御組頭八軒様江京地始末可申立迎、嶋屋手代助八・年行司大坂屋手代千藏兩人を以申立る、然ル処 御組頭筆頭本処御竹藏前植村庄右衛門様江被召、御尋ニ付、京地借会府(符) 一件之始末申上候処、以之外御立腹ありて、当時借会府(符) 一件之仕置有之迎、我々共 在番中之用向ニおゐて町奉行より可差留謂なし、旧来宿場へ毎月三齋、馬三疋之用意馬申付有之、今更之事にあらず、依而京地飛脚屋共江申遣し、不苦問、是迄之通引請相勤候様可申遣、以来共馬三疋限迄之荷物差立るニ付町奉行より咎あらハ、此方共より申披可致遣旨手丈夫ニ申遣候様被仰聞、其旨京地飛脚屋共江可申遣旨被 仰渡候、依之早速越孫江向申遣候処、再答申越候者、たとへ 御番衆様より厚き蒙 御懇命候とも土地之 御奉行御制禁有之候得ハ、身上向身分之浮沈ニ者換がたく、幾重ニ茂 御免願呉候様申来る、当地仲間評義、京地ニ相仕無之而者江戸表仲間 御用請難相成、然ル迎旧来定飛脚之元備を失ひ候事不本意之至、此上者京地江当処仲間中之出張店を補理、往返引請可申ニ決し、尚又助八・千藏、本処 植村庄右衛門様江罷出、右之趣申上候処、委細御聞請有之、出張店差出候而茂 番衆之用向相達可申との申条、当地仲間共存念寄(奇) 特之至り、乍去不容易大行之儀ニ付、相役中江申談、追而沙汰可致旨被 仰聞引取けり、其後尚又被 招呼、其方共申立之趣、相役中遂評儀候之処、彼是発足日限茂近寄、御用多ニ付、二条入城之上、彼地始末取調可取極、左様相心得出張店之義見合可申旨被 仰渡候

(朱書)

此段 御入城之上、京地順番被 召呼、如何御利解有之候事哉、町御奉行江御内達有之しや、御答メ中たりといへとも、先例之通請負諸品取交式駄乗下二而差立来り、何之 御沙汰なし、令引請無事二相勤けり

一 文化 年中之事なりき、通日雇請負人六組仲間大芝組之内芝西ノ久保片町ニ住居せし近江屋重左衛門と申者あり、頗る御武家江之勤向功者にして、其頃大 御番頭御筆頭鮫ヶ端(橋) 永井大和守様公用人衆江取入、御殿様御聞請ありて、既二西ノ御丸於御結(詰) 処 御相組御番頭方江追々御内談有之候次第、二条・大坂 御城内 御番方御十二組御組衆不残一手二近江屋十(重) 左衛門江被 仰付、尤往返之才領帶刀・御法被拜借着用、全ノ御用定飛脚右十(重) 左衛門奉引請、然ふして御奉公筋何 御用二而茂相勤可申旨之願御取用ひありて、二条・大坂 御在番之四頭様江御懸合となる

(朱書)

此段近來定飛脚問屋共身分増長して、都而下代共ニ為任置、自分者榮耀榮花にして家業之元備たる 御番方を僥略ニ取扱ひ、公用方迄茂自身不勤、御厚恩之御謝礼を茂不敬ニ取計ひ、其外諸事手前勝手増長せし始末、纔(讒) 訴長々と認て、私へ一手ニ被 仰付被下置候ハ、何御用二而茂無御辭退可奉相勤旨味く認願上たり

此儀尤之願之趣ニ御聞取あり、大坂天満屋より内意申来り、夫迄ハ銘々御出入御屋敷より御沙汰なし、勿論定飛脚問屋之生肝を引抜んとこの底工なれば、能々秘したりと見得たり、扱仲間一同大騒となりて、銘々御出入之御屋敷江駈付、公用方并書役夫々之縁を以祈通シ之外仕事なし、既 御状箇無賃二而以来可奉相勤旨銘々御出入屋敷江願書を捧る

(朱書)

此時左内町和泉屋御出入、大 御番頭二老 丹羽式部少輔様公用方御役人衆、殊之外御懇命ありて、御殿様乍恐御廉直なる 御氣質に在せられたる故を以、此一件取防きけり、尤ハ先代 安譽榮然居士自身仲間の為誠心を尽し骨折れけり、依而無事ニ鎮る

右体 御番衆定飛脚之儀ニ付、先祖丹誠を尽されたる次第ハ、定飛脚

問屋之元備と申、刻付便之弁理を末代迄茂瀉し申度志願成べし、然るに当代ニ至り無左とやめると申ハふがひなき事ならずやト云々

一 文政二卯年八月より、大坂 御番百騎方御宿状刻付定飛脚引請年番大坂江戸屋・江戸大坂屋為打合、願濟之上引請相勤けり、然ル処彼地二三年以前迄津の国屋二而引続相勤来りける処、仲間為申合二而無扱手放被申候遺念有ける歟、又ハ 御組頭様格別之御懇命有之而之詛歟しらす、江戸屋之勤方兎角御賢慮ニ不相叶、殊二初便 御状箇より延着之申訳ケ不都合之申立、其外聊之儀ニ而茂 御番衆御心障となり、且ハ懸り手代之者も不叶思召、然れとも津の国屋江引替り候様御内意あれとも、仲間之議定方諸向為申合之障となれば不被請、其外迎も同様之義、併何分御心濟無之哉、既に十月二日両組 御月番西尾藤四郎様・近藤半十郎様より江戸屋被 召出、両地共勤向不案内二而 御用筋御差支ニ相成、依之勤方 御免有之、御取放之旨被 仰渡、江戸屋面目を失ひ恐入、仲間四軒江申談、一同連印御詫訴致けれとも御聞入無之、津国屋二而相勤可申旨御内意あれとも、右為申替之詛ありて不被請、無人ニ而難引受旨御断申立候得共意見合あり、何分江戸屋之方御手切之趣追々文通あれとも、相仕大坂屋二而茂無詮方、此上ハ御仕向を待而已、是又中途二而引請被 召放候事珍説たり

一 十月二日以来 御城内出入被差留、既同月八日出 御状箇之儀者御城中より御差立ニ成る、尤宰領之ものハ 御城内出入森井常七と申者より御雇入、御直立之飛脚大坂屋江乗込可申旨被 仰付、御書翰被下置候、御文面之趣左之通

一 筆致啓上候、然者此度当地定飛脚江戸屋平右衛門事、両組之風義不案内、殊二度々不調法之事共ニ而 御用向差支ニ茂相成候二付、無扱此度飛脚御用向被召放、右代り 御用向被申付候迄 御城内拙者主人共より飛脚致直立候間、森井常七方より宰領相雇差下シ候間、右之趣相心得、登り方之儀者例之通取計可被差立候、尤引荷物等之儀者委細常七方より書状を以可及懸合候間、無心配取扱可被申候、右可申入如斯御座候、恐惶謹言

十月八日

近藤半十郎内

河野幸右衛門 印

西尾藤四郎内

下瀬喜久馬 印

大坂屋

茂兵衛殿

(朱書)

此御文体二而ハ、御組頭様引荷為持候事兼而御承知之儀、無遠慮取扱可申旨委細森井常七懸合状を以察賢有へし

右御返翰、仲間評義之上左之通

御書翰被成下置難有拜見仕候、先以寒冷之節

御殿様御機嫌能被遊御座、次ニ尊公様御勇健被成御勤仕奉恐賀候、然者其御地定飛脚平右衛門事、而、御組様之御風義不案内、其上度々不調法之事共ニ而、御用向御差支ニ相成候ニ付、無御扱此度飛脚御用向被、召放、右代り、御用向被、仰付候迄、御城内、御殿様より飛脚御直立被遊候ニ付、森井常七殿より宰領御雇入、御差下シニ相成候ニ付、右之趣相心得、登り方之儀ハ例之通取計差立可申旨、尤引荷等之義者委細常七殿より書状を以懸合可有之間、無心配取扱可申旨いさゝ被、仰下承知奉畏候、平右衛門始末方驚人、重々奉恐入候、依之、御下知之通取計仕候間、此段御聞濟可被下候、随而当地、御残り役様江御願筋仲間共連印之書面奉差上候、御沙汰ニ相成候ハ、格別之以、御憐愍御執成之程、偏に奉願上候、先者不取敢御請迄如斯御座候、恐惶謹言

大坂屋

茂兵衛

西尾藤四郎様御内

下瀬喜久馬 様

近藤半十郎様御内

河野幸右衛門様

(朱書)

此返翰引荷を押へたる森井之懸合ニ応し、且ハ登方之儀者是迄之通差立申べき旨之御下知を請たる返翰なり、心あるものハ深く味ふへし

森井常七殿より懸合之文通左之通

以剪紙啓上仕候、然者当地江戸屋平右衛門殿義、不調法之義御座候ニ付、御城内御用向被、召放候、御宿状御手元ニ而御仕立被遊候故、宰領之義私方江被、仰付候ニ付、此甚兵衛と申者差上候、則今日、例之通御差出御宿状上乘才領被、仰付候間、此段御承知可被下候、将又登り方之義者何卒尊家様より例之通三駄ニ而御仕立可被下候、右当地届方之儀者勿論、道中筋、京都ニ而茂少し茂無遅滞為相届可申候、私方当分才領受合ニハ候得とも、乗下ニ而者引合不申候間、此段御城内様江奉願上候処、先月、御月番西尾藤四郎様・近藤半十郎様より此段御引合可被下候様被仰付候、尚又私より茂右之段御頼申上候様被、仰付候、此段御頼申上候、尚委細之義ハ宰領甚兵衛へ篤与申付置候間、御聞取可被下候、尤道中筋振(格)合之義者少々相替り可申候、此義も同人より御承知可被下候、先者用向申上度如斯御座候、以上
卯 十月十日 森井常七 印

大坂屋茂兵衛様

追啓申上候、追日冷氣相増候処、先以御安養被成御座目出度奉存候、時候折角御凌被成候様奉存候、本文之趣宜御取計奉頼上候、已上

(朱書)

文通近頃龜骨千万、初而之懸合状二者式法茂有べく、殊二届物我等江為任候様、登り方三駄為持具不申ニ而引合不申、其段而、御組頭

江申立御尊名を現し後日之証拠二なれかしと認たるハおかし

扱茂古今稀なる珍事出来、大坂屋手限之勘弁に能わす、則山田屋二而仲間集会、評義之上、先以宰領より委細承知為致との事なれば、此評席江才領衆を呼、御達之趣并才領之心得方相尋候上二而衆評可然迎呼寄けり、然れとも各安否如何と遠慮ありて問ふ者なし、無抛血祭り老夫発声して問答に及ふ、先以 御城内之御手飛脚御苦勞千万なり、扱仲間一同打揃ひ御尋申度次第ハ、下り 御用物御手飛脚之儀二付、帯刀二而御下り之由、左茂有へし、随而登方之儀ハ町飛脚大坂屋を始仲間申請負之諸用物二候、然れ共帯刀被致候哉、如何

宰領甚兵衛答て、其儀者御仲間之思召次第二なるへし

江戸表到着之節、大坂屋江附おろし候様被 仰付たる歟、御残り役様御屋鋪江乗込候様被 仰付たる歟、いつれより之御下知二而大坂屋江乗込被申たる哉、如何

答 森井常七殿より之差図二而大坂屋へ乗込候

道中筋格合ハ替り可申との森井文通あり、如何替りあるや

答 差而替りたる事なし

下り乗尻之御手宛金ハ如何

答 金式両式歩ト銭少々請取来り候

其許御旅宿ハ何方ニ御逗留候哉、答なし、其外尋けれとも、もじくし而何事茂知らすと答ふ

(朱書)

此才領衆本名ハ京都大黒屋之中働弥右衛門と申もの、養子弥助と申もの、由二而、系図正しき仁(人)物二而嶋屋方ニ逗留せり

一 扱仲間評儀引荷之儀 御残り役様より何共御沙汰無之、先格之通り取計ひ候様被 仰付、大坂表よりハ御手飛脚二而則御組頭之内太田八十八様御法被着用被 仰付、帯刀して飛脚問屋之引荷を為持、大坂屋庭より御武家仕立之飛脚差立候段、身柄二応せず、殊に附出し馬飛脚屋手許馬二而品川継馬如何敷、然ル迎御伝馬ハ不被宛、左あれハ引荷を造、

御残り役様御役所江持込、御同家より 御伝馬被 仰付被下候様相願

御聞受可被下哉、御取用被下間敷哉、何分評義決せず、困り入たる次第なり、然れ共 御返事当日間近く長評儀難成、何分宰領者引荷を為持くれ候様との頼なり

(朱書)

此時老夫見切を入、宰領ハ大坂屋茂兵衛之手飛脚二蹴落し、御法被并刀ハ引荷へ造り込、町飛脚之出立二而造り立二而引荷を為持、先例之通馬三疋二而差立可然旨申出

仲間一同尤二聞入、夫より 御返翰并森井江返書、將又 御残り役様江向仲間一同より之願書案文

乍恐書付を以奉願上候

定飛脚問屋仲間一同奉申上候、当秋大坂 御城内御在番中飛脚御用向之儀、御当地之儀者大坂屋茂兵衛江被 仰付、大坂表之儀者江戸屋平右衛門江被為 仰付候処、同人義 御両組様之御風義不案内、其上度々不調法之事共二而 御用向御差支二相成候二付、無御扱此度飛脚 御用向被召放、右代り 御用向引請人被 仰付候迄 御組頭様より御飛脚御直立被遊候二付、森井常七殿江宰領御雇人御差下シ被遊候間、右之趣相心得、登方之儀ハ例之通取計ひ差立べく旨、尤引荷物等之儀ハ常七殿より懸合可有之間、無心配取扱可申旨 御両組頭様より御用人様を以茂兵衛方江御書翰被下置、委細承知奉畏、則御沙汰之通取計ひ仕候間、此段御聞濟之程奉願上候、随而平右衛門義御風義茂不弁、殊二不調法之事共二而 御用向御差支二相成候段、御当地仲間共二おゐて深く奉恐入、何と茂可奉申上様茂無御座候得共、乍恐 御慈悲奉願上候次第ハ、同人義家業体相統二茂拘り、外聞実儀共歎敷可奉存候得ハ、何卒格別之御憐愍、平右衛門家業道御救被下置候様、偏 御慈悲を以御執成之程一同奉願上候、尤以来之儀者兼而御風義事馴候彼地仲間共より伝達を請、其上同処仲間之内差添相動候様私共より仲間中江及懸合、向後御用向御差支二不相成様御大切二為相勤可申候間、幾重二茂

御憐愍之程仲間一同 御慈悲奉願上候、以上

御残り役様御宛

仲間

六軒

連印

扱又大坂仲間不始末二而江戸仲間江苦勞之心配為致候述懐并取計ひ向
案内仕立状差出す、左之通

仕立状を以得貴意候、然者今般貴地 御城内御番衆様飛脚御用向之儀、
江戸屋様御請負被成候処、御両組様御風義無御弁、殊に度々不調法
之義有之、御用向御差支二相成候二付、御同家御召放二相成、右代
り飛脚請負人被 仰付候迄、御月番御組頭様より御直飛脚御差立被
遊候二付、貴地森井常七殿江宰領御雇入被 仰付、則十日出御状箇、
昨十八日昼大坂屋方江致到着、尤登方之儀者同家江引請差立可申旨御
月番御組頭御用人中様より御書翰被成下置并森井常七殿より引荷之
儀、例之通三駄二而差立呉候様被申越候得者、其意二随ひ来ル廿一日
夕御返事刻付式駄乗下二而差立可申積り仲間致評義候間、此段御承知
可被下候、随而当地仲間共存念左二得貴意候

一 御 城内御番衆飛脚御用向之儀、元来御案内之通、定飛脚往返家業体
之元備二御座候得ハ、貴地御年番之御仲間江一端被仰付候共、御
組御風義二茂不相叶、度々不調法之御察度有之、難相勤候ハ、外三軒
之内江御引請替之御願可被成筈、たとへ何様御立腹御座候共、飛脚間
屋之外江御手放被成候而者相済申間敷、尤無御如才御三軒より御願被
成候義二は致推察候得共、御聞入無之由、何様とも御手段可有之処、
御直飛脚を御差立二相成候様御手放シ被成候段、近頃乍失礼御不念之
様奉存候、尤貴地二おゐて各様方被成御勤候思召無之候共、又ハ御仲
間之意味合二而御引受不被成候共、これは私事二而、三ヶ処合体之家
業柄二御座候処、貴地之御勝手二不相成候共、御手放之段、京都・江
戸仲間江対し近頃御好身無之御計ひ与被成候、既に先得貴意候通
宮様方飛脚御用向引請度と申願人有之、或ハ荷物近來都而及延着、御

察当之廉茂御座候折柄と申、外町人二而家業体二紛敷もの出来候而者
相続体二も拘り可申哉と心痛仕候、御遠察被下度候

(朱書)

此述懐森井氏仲間手附之廻し人とは夢更知らず、他人と思ひし故也
貴地御仲間御存意二ハ相叶申間敷候へとも、別紙之通当地 御残り役
様江願書差出申候、御含置可被下候

引荷之儀者 御組頭様より先例之通無心配取扱可申旨御下知二付、御
賢慮二逆ひ候而者如何与申談、式駄者封印付二而各様方江御頼申入候
間、刻付状箇參着之上ハ、箇之俣御引取、仲間届無遅滞御取捌可被下
候

但 森井氏より貴地者勿論、京地道中筋逆も取捌可申間、心置なく

差贈可申旨文通御座候へとも、いまた不遂面会、殊二御状箇請
負人二も無之、宰領口入と申、貴地御仲間之外江取引相始候義

ハ不容易筋と被存候故、一たん刻付御状箇御仲間御手放二相成
候共、引荷ハ各様江御世話相頼候心底御遠察可被下候

一 江戸屋様之儀者何分御氣請不宜、御番衆様方御聞済無之候ハ、御
三軒之内御意見合二不拘、とな様二而茂御引受御勤被下候様仕度、
乍御不肖江戸・京都之仲間、元備取失ひ不申様御推察被成下度奉存候、
右之段得貴意度如斯御座候、以上

卯十月十九日

六軒
連判

天満屋

津国屋

尾張屋

追啓 引荷取捌之義ハ天満屋・津国屋・尾張屋と順々送状相添為差登
申候間、以来隔番二御差配可被下候、此段頼上候、已上

森井常七殿江返書左之通

貴札拜見仕候、然者貴地江戸屋平右衛門義、

御 城内飛脚 御用向勤方不調法有之、此度被召放 御宿状 御手許
二而御仕立被遊候、依之宰領之義貴公様江被 仰付候二付、則甚兵衛
と申者御差下シ被成候段委細承知仕候、隨而登方之義ハ私方より例之
通り三駄二而差立可申、御地届方之儀者御世話可被下旨忝奉存候、尤
当分才領雇入、御引請二ハ候得共、往返乘下計二而者御引合二不相成
候二付、

御 城内御両組頭 御月番江其段被 仰上候二付、則 御月番御用人
様より御書翰被下置奉拜見、被 仰下候趣承知仕候段御請申上候、尚
宜敷御執成奉希候、且又引荷物之義者包立封印之候貴地飛脚問屋名宛
之方江御届被成下候様奉頼入候、右貴答迄如斯ニ御座候、以上

卯

十月十九日

大坂屋

茂兵衛印

森井常七様

(朱書)

此返書并両 御組頭御用人江之返翰、彼地 御殿様并森井氏之存意
ニ逆ひ候迎、後日殊之外立腹ありて返事取披状到来せり、各恐怖の
思ひあり、乍去御番衆馴合之馬三疋差立る証書となる、仲間ニ取り
難有 御殿様なるべし

扱茂一端急速之異変ハ凌たりといへとも、又候天満屋より飛札到来、
大 御番御組頭様御印附之書付入、六日限返事歟与有之るかめしき附
札あり、添言書ニ曰、御番衆様御宿状先月廿一日出、御地より仕出
シ方之義ニ付御察当有之、右一件ニ付森井常七殿より之驛(贈カ)状
尙通、諸控帳尙御持参ニ而 御城内より御下知ニ而私方江相渡シ、
夫より大坂屋江差下シ返事請取為差登候様嚴重ニ被申付候間、得其意
此方江向早速印紙之御請書可差越、若及遲滞候而者私方迷惑可致、何
分御請書為登候様、十一月四日出、尚七日出を以申越候

(朱書)

此時天満屋之書添ニ而大坂屋主從仰(仰)天し、又候珍事、江戸表
大坂屋茂中途 御用向被召放候哉ニ心痛し、則金七を以山田屋ハ駈

付、仲間中之助船を願ふ外他事なし
仲間打揃ひ熟覽せし処、左之通 御組頭様より御不審書

覚

一 此度当表江戸屋平右衛門飛脚用向不申付候二付、旧来出入之由縁を以、
津国屋十右衛門へ申付候処、仲間共差支之儀有之候二付相断、彼是致
混雜手間取候内、定状便手飛脚を以差出候二付、宰領ハ森井常七より
雇入差下、登方・引荷之儀者是迄之通相心得べく段申付、差下シ候趣
意者格別之存寄を以取計候処、於其方却而此方之存意を嫌、帯刀を相
止、法被茂不為致着用、会府(符)・灯燈をも相止、其外諸事町人風
体ニ差登、其上宰領上着之儀、天満屋弥左衛門江着可致由被致差図候
段、旁以大 御番方之威光を滅(滅)、飛脚屋株式手弱ニ相成候始末、
將又道中奉行衆より度々御触之 御趣意如何相心得候哉、一応相尋候
上勘弁可致候間、早々御報可被成由我等より可得御意旨且那被申間候
二付如斯候、以上

西尾藤四郎内

下瀬喜久馬

近藤半十郎内

河野幸右衛門 印

大坂屋

茂兵衛殿

尚森井常七を以披状教書逆鱗憤怒之文体左之通

剪紙を以啓上仕候、先便御報書拜見仕候、然者両

御組様御宿状箇之儀者江戸・大坂共飛脚屋江被 仰付候得共、道中往
来之儀者 御自分様御家来同様之思召ニ而、道中八日限別仕立ニ被
仰付候儀ニ而、御登当分 御先触并御印鑑被遊御渡、一ヶ月三度宛御
差立被遊候節茂御添翰被遊御渡候始末、飛脚渡世之身分ニ而者誠結構
成給物難有事ニ御座候、右 御趣意ハ御宿状箇本馬三疋之御触渡之内、

縦令式駄者飛脚屋外々よりの請負荷物二而茂、表向并道中筋者 御組様之御荷物二無相違思召て御取扱被遊候義ハ全 大御番方様之御威光厳重成故、如斯結構成御取扱被成下候段難有奉存候

一 平右衛門殿 御用向不被 仰付候二付、御手元二而御差立被遊候而、宰領私より御雇入被遊候義者内々事二而、表向道中筋御触之趣者御月番太田八十八様之御家来衆往來被成候御文言二御座候

一 御直立二相成候得者御宿状箇乗下馬壹疋二而事足候得共、後々飛脚屋江請負被 仰付候時、又候三疋二相成候而者道中筋江対、何様世間飛脚屋請負之荷物差加申候と相見得候へは、自然道中繼立之差支二相成候而者飛脚屋共迷惑いたし、御威光二拘り候儀茂可有之哉二被思召、厚以 御賢慮下り方三疋二相成候而茂不苦候間、無遠慮取計ひ可仕段被 仰付候へとも、差当り荷物茂無御座趣御断奉申上候

一 登方之儀茂其方より茂兵衛方江引荷三疋為差立候様懸合遣シ可申段、左候得ハ御直立二而茂飛脚屋江申付候而茂三駄二而往來致し候ハ、飛脚屋業体手強二相成候ハ、自然と道中筋茂遅滞なく上下共本着可仕基二相成可申由 御深慮難有奉存候故、私より引荷之義御懸合申上候義二御座候

一 御 城内様より厚以 御賢慮引荷物之儀私より御懸合被 仰付候処、却而尊公様より私江之御返書二ハ被懸御恩、引荷被成御渡候趣ニ承知仕候、將又私并宰領共身柄不宜候とも、御 城内様御差図之趣御執計ひ可被成候処、御指図を御拒、私江届方無御任せ、天満屋弥左衛門殿江届方被仰遣候条、兩 御残り役様江右之段御届不被成候故、御当地御月番様江御通達無御座候、依之 御城内より私江依 御下知、当地八軒屋江私方より迎の者差出置、御宿状箇者勿論、引荷物共家来方江引取、此方より天満屋江相渡、別紙之通請取書之奥江断書為認請取 御城内江奉差上候

一 御宿状箇届方之儀、尊公様より私江相對二而為御登被成候義ハ不相濟段、御大切之 御宿状故、天満屋江為御登被成候段一応御尤之様ニ御座候得共、御間便御用状其外御請負物ハ御存意次第私方御世話可仕苦無之候得共、御宿状箇之儀者

御組頭中様之御眼鏡を以、私江才領雇入并外宅様御宿状取集仕出シ方被仰付候得者、私身分不慥なり共、尊公様之御世話ニ相成不申候、御宿状箇私方江取扱不被成候而茂不苦候、尤先例にまかせ大坂御仲間江順々為御登被成候而御届方為取計候段被 仰下候、右先格何之年何番 御組之節御直立二相成候節、御城内様之背御意、飛脚屋依存寄、順々ニ為御届被成候先格早々被仰越可被下候

一 宰領其御許ニ逗留いたし候ハ、其御許ニ而御懸合茂可被成処、左は無之、於山田屋宅御仲間御寄合之席江 殿様御家来同様之身柄之者御呼集被成御懸合、其上利助殿と申人、不道理成義被仰聞、前条無利(理)極被成候段、奉対 御殿様方江失礼之段、御歴々様を不恐被成方、如何御心得被成候哉

一 駄賃帳下り方を其俣御用ひ無之、登方御帳面御認替被成候に付、一応御尋申上候、都而大小名之御歴々様ニ而茂 公儀を奉憚、大坂 御城内と闕字ニ相認候儀、世間普通ニ御座候、然ル処左之通

年月日
大坂御城内
刻付駄賃帳
御宿状箇
大坂屋茂兵衛印

御月番
裏 玉虫 太兵衛 様
小笠原金左衛門様

大坂……御書下シニ御認被成候義者、大坂屋茂兵衛様如何様結構なる御家柄ニ御座候哉承知仕度候、其上駄賃帳裏ニ左之通御認御座候、兩 御残り役様御連名之時ハ東 御組筆上ニ相認候を定例と承知仕候、当年ニ限、西 御組筆上ニ候哉、將又 御月番与肩書有之候茂承知仕度候、御非番 御残り役様何方様ニ御座候哉、都而 御月番と申事承知不仕候、御推察之通、私身柄不慥成者故至而不案内ニ御座候故、是等之趣御教諭可被下候
一 御城内様江者勿論、兩御残り役様御直立二相成候而茂聊御差支ニ無御座段、尊公様より御書付御差出し被成候而、私方江之御返書二者色々

差支之趣有之ニ付、前条御取計被成候段被 仰聞候

御 城内御請書と表裏ニ相成候、此義如何御座候哉

一 宰領道中罷下候節、太田八十八様御法被着用帯刀ニ而繪府(会符)・

挑灯相用差下候処、道中聊無遲滞下着候、登り方帯刀相止、法被茂不
為致着用、絵府(会符)・挑灯不用為御登被成候段

御組様御賢慮ニ背、御添翰之御趣意相違仕候、此旨何と御心得被成候
哉

一 御大切之 御宿状持下り候 御月番之御家来同前之ものを、町人之分

を以為任我意御取極被成候段、飛脚屋仲間之定法ニ候哉、御番方様
を輕しめ 御威光を不恐段、何方様より御差函御請被成候哉、逸々承
知仕度候、御返書到来次第、兩 御月番様江奉差上候様被 仰付候、
依之私より得御意候、以上

十一月五日

大坂屋茂兵衛様

森井常七

右書札参着ニ付、大坂屋主従色を失ひ、扱社珍事出来、殊に年番、家

名ニ拘り、外聞実儀如何成行やらんと安き心はなかりけり

一 仲間急寄合申触、一同打揃兩札披見之上各思慮ありといへとも、年番

江崇(崇)りあらん事を氣の毒に思ひ、誰ありて發言する者なし、相
互溜息ついで控江けり、利助発声して、いつれ返翰不致而者相済間敷、
抑此發りハ 御番衆様数年之御懇情ニ而御名馴浅からず、津国屋江可
被 仰付御心入之処、彼地仲間之為申合ニ而年番取極、右御用向ニ不
限、仲間合体不致而者業体差支之筋有之を以、無扱仲間究ニしはられ、
津国屋辞退ありて不被請、然れとも内実之処勤度存腹ニ而 御番衆方
之内ニ茂格別之御懇命ありて、一端(旦) 江戸屋江被 仰付、落度を
以、中途被 召放候様之為打合ありと見得たり、森井常七与申者、兩
三年以前迄津国屋手代之由、雇入之才領ハ京順番大黒屋下働之もの、
由、左あれば此兩札難問恐る、に足らず、兎も角茂 御番方ニ逆ひ候
而者不相叶、然れとも此度之御察度、筋道を立及御返答、巨細之儀者
仲間合之儀、打は打る、の道理ニ而、業体之不為者被致間敷、殊ニ業

体鍛練之津国屋なり、されは先便江戸表之取計、善悪とも津国屋を以、
為申披候様頼遣可然旨申談る、各可然に決す

(朱書)

此時利助一世一代之浮沈と覚悟せし子細者、先便御直飛脚登方之儀
者大坂屋差略といへとも、実ハ愚老之取計ひたり、其尻を請、殊に
森井より名差之来書 御番衆方御耳ニ入、悪きおやじめ、こらしめ
の為、大坂屋茂中途ニ而 御用向召放し、外聞恥辱をあたへんとの
御賢慮と察せり、依而返翰ニ心を尽し認けり

御番御組頭御兩所江答書

御番御組頭御兩所江答書

十月八日御差立被遊候 御返翰 御状箇登差立方ニ付、今般蒙 御察

当奉恐入候、一体此度之一儀、誠不容易御儀と奉存、当地仲間共一同

打寄申談候処、いつれ登方之儀者例之通取計可差立旨 御書翰之御下

知ニ随ひ

御 城内御用之御名目を現し通行仕候得共、御請負申上候私之身柄を

慎、帯刀・御法被遠慮仕候次第ニ而、毛頭 御下知を背候儀ニ而者曾

而無御座候、委細其御地津国屋十右衛門を以始末御答申上候様相頼

候、宜御聞濟之儀奉願上候、以上

大坂屋

茂兵衛印

西尾藤四郎様御内

下瀬喜久馬 様

近藤半十郎様御内

河野幸右衛門様

森井氏江打(折) 返シ返答書左之通

御再書拜見仕候、先以向寒之節愈御揃御壯健被成御座珍重之御儀奉存
候、然者兩 御組様御宿状箇之儀ニ付、委敷御異見被成下、毎度御懇

志之段不浅忝仕合奉存候、御取示之通、右

御用向之儀者飛脚家業之元備与重々難有御儀ニ奉存候

一 先般江戸屋平右衛門義不調法之儀数度有之、御用向被召放、追而右

代り被 仰付候迄、御直飛脚御差立被遊候ニ付、宰領御雇入 御用貴

家様へ被 仰付御座候内、兩 御殿様厚き御賢慮を以、往返馬三疋之

御先触被成下置 御深慮之段冥加至極難有仕合奉存候

一 登方之儀、届方御深節（親切）ニ被 仰下候処、天満屋弥左衛門江向

為差登候段難心得、殊ニ四軒家飛脚屋江順々届方為致候先格申越候様

被仰聞、御立腹之段、御尤千万ニ奉存候得共、京・大坂・江戸三ヶ処

飛脚家業道之為申合者賤き身柄ニ候得共御大切成 御用向、遠路欠隔

り取扱候事故、相互親族同様之心得ニ而双方届方并請負人ニ成替り、

諸事 御用弁達シ合候義ニ付、尊（卑）厚薄ニ拘り御深節（親切）ニ

不応候次第ニ而者無御座、兼而

御 公辺向江書上御座候名前之者共を相仕に取引仕候、然ル処、御

用達之御身柄を輕しめ候様御察当候而者近頃赤面之至り、御深慮ニ

障り候ハ、御用捨可被下候、且又四軒家順廻り之先格と申事ハ決而無

御座、類例茂無之、平右衛門方之始末恐入、私事ニ候得共、飛脚屋仲

間年番立之順を以、差懸り候事故、右体当地仲間共打寄申談候次第ニ

御座候、御汲取可被下候

一 御宰領甚兵衛殿義 御殿様御家来御同様之御身柄ニ御座候処、御逗留

中、山田屋ニ而仲間寄合席江相招候段不敬之御察当被仰聞、此儀拙家

計ニ而御演舌之趣相伺候而者承り違、又者申上度義共不行届候而者恐

入、仲間一同ニ而諸事相何度存、念を入乍失礼御請招申上候義ニ御座

候、殊ニ右御席におゐて利助儀御宰領衆江対し不道理成義を申述、奉

対

御殿様江御歴々を不恐致方之段、御宰領御耳ニ障候由、同人江申聞候

処、深く恐入、老人之差出口、何事を敷申出候やらん、耽と覚不申、

失敬候ハ、御用捨可被成下旨申聞候、兎角同人義、家業筋之長物語い

たし、人氣ニ茂障り候得者、以来相慎候様急度申付候

一 往返ニ相用候駄賃帳之預御察当候得共、此儀者御宰領甚兵衛殿御不調

法ニ而、道中筋何方ニ而候哉、取失ひ被申、近頃御龜骨之至り、殊に

夜分御発足前迄何之御沙汰茂無之、馬附出候節ニ至り被 仰聞、何共

致当惑、差懸り無詮方、手前方ニ而相認候得者、龜骨之認方ニ茂候哉、

御宿状箇之儀、前々より私共より駄賃帳相認候事ハ無之、往返之駄賃

帳貴地より御仕向被遣候儀ニ御座候、依而書法耽と相弁へ不申候

但 此儀被 仰立候而者御宰領様江御答メ之程難計、重々御氣之毒

二奉存候得共、御察当ニ付有体御断申上候、宜御承知可被下候

一 帯刀・御法被遠慮仕候次第ハ、町人請負之身柄を慎候始末御憐察可被

下候

右体御察度之廉々不得止事及御請候得共、元来つたなき町人之身柄

夫々蒙御察当候而者何共御答可申上様茂不奉存候得者、貴地十右衛門

江始末御請答被致呉候様申入候得共、尚 尊公様之御賢慮を以、諸事

御汲取、可然被仰上被下候様御執成之程奉希候、右貴答迄如斯御座候、

恐々謹言

十一月廿四日 大坂屋 茂兵衛

私曰、此返書立て転しの文談ニ而あけ路にふミ付たる次第、尚立腹

逆鱗すべしと思ひしに、其後何共不申越、へこみける敷、泣寝入に

成たり、然れ共、御番衆を小備として難問を仕懸ケたる返書なれ

は、勇々（由々）敷大事なりき

右返書之認方仲間折紙左之通

山利助様 京屋

伊助

森井江之返書御認、夜前御見せ被下ありかたく毎度御苦勞様ニ奉存候、
至極宜敷実ニ森井茂痛入候儀と奉存候、兎角穩なる御取計寄（奇）々
妙々奉存候、夜前差上可申之処、取込今朝拜見、失敬御免可被下候、
已上

廿三日

大坂仲間之内、津の国屋之儀者 御番方様御懇情厚く、殊に江戸・大坂結(詰)番衆交代ありて、両地之振合くわしく相弁被居候故、右御察度之申披被致呉候様頼之文通、則左之通

私曰、一体津国屋結(詰)番衆之内、腹悪敷御仁(人)物ありて、良茂すれハ両地之仲間ニ困らせ候事を仕出し、一己之勝手被致度き胸算用之軍略あり、既此一件津国屋より事をおこし被申たりと察せられハ、痛め付て頼遣す文談を籠たり、子細ハ大坂屋より夫々江之返答書速なるを吹返し来る時ハ、江戸大坂屋茂 御用向被 召上可申、然ル時ハ東海道筋宿々其外業体ニ携るもの、口齒に懸り、ひくに引れぬ意地合ニ而万々一表沙汰ニ成ましきものにあらず、遠きおもんはかりなき時は近き憂あり、依而為慎たる頼之文体深く味ふべし、尤津の国屋ニも限らず、仲間相互ニ救ひ合、別懇を願ふ老夫愚意而已

一筆致啓上候、向寒之節愈御揃御壯健被成御座珍重之御儀ニ奉存候、随而当方無異儀乍憚御休意可被下候、然者当秋以来貴地御番衆中様御状箇之儀、御案内之通、江戸屋江為打合、手前兩人江被為 仰付候処、江戸屋方御風義を茂不弁、殊に度々不調法之儀有之、御用向被 召放、右代り 御用向被 仰付候迄 御城内 御組頭様 御月番西尾藤四郎様・近藤半十郎様より御飛脚御直立ニ相成、森井常七殿より才領御雇人ニ而御差下シ被遊候ニ付其旨相心得、登方之儀者例之通取計可差立旨、尤引荷物等之事ハ委細常七殿より可及懸合間、無心配取扱可申旨、右両 御殿様御用人中様より十月八日御認ニ而御文通被下置、いさる承知仕候段御請申上候、扱又森井氏より茂御懇書被下、引荷物取捌方之儀ハ遠慮なく頼越可申、取始末可致遣段被入御念御懸合書面之内、道中筋格合者少々替り候才領より承り候様被仰越、是又致承知候段及貴答候

一 近來品川宿貫目 御改所御出役有之、町家より
御武家体之荷物差立候義嚴敷 御改被仰付候御時節ニ候得者、右体御

手飛脚ニ相成候共、登方之儀者不容易御儀ニ付、仲間中打寄申談候処御時節柄と申、御用人中様より御書翰之通、いつれ登り方之儀者例之通取計差立可申旨被 仰下候、御下知ニ随ひ差立可然旨評儀相決、則引荷を取集、先例之通差立候ニ付而ハ町人請負之事故、宰領帯刀相止、法被を茂不被致着用、尤 御用物者御会府(符)を用、挑灯を茂相用、其外諸事町人風体ニ而為差登候義、為任先例ニ候次第ハ貴店御組合御案内之通ニ御座候

一 但 森井氏より道中筋之格合者少々相替り可申御儀ハ、宰領衆より承知可致旨御申越ニ付、則仲間一同之評席江相招、登方御下知ニ而茂有之哉之旨一同より相尋候処、何茂御沙汰無之、道中筋替る事もなし、いつれ共不苦、只々引荷を為持被呉候様、其外先格を以、取計呉候様との御事ニ御座候

一 引荷之儀、森井氏ニ而御取捌可被下旨御深節(親切)ニ被 仰下候得とも、飛脚家業道之御取繕茂不致、差付御頼申上候段、龜骨ニ茂存、且ハ貴地御仲間中思召之処も致□(斟)酌、一同評義之上御三軒順廻りニ御頼申入候次第ニ御座候

一 御状箇之儀、森井常七殿江之御贈(送)状相添、御残り役様より被仰付候ハ、森井氏江納方御頼可申上心得之処、例之通 御 城内御月番様宛ニ而被 仰付候ニ付、是又前文之心得を以御三軒江御頼申入候次第ニ御座候

一 此段森井氏江定飛脚 御用向被 仰付候儀ニ者無御座、宰領御雇人而已之御用達と心得、御大切成
御状箇ニ候得ハ御書翰見誤り、龜略ニ相心得候様蒙 御察度候而者恐入、旁以御三軒江納方御頼申入候次第ニ御座候

一 此度之一条、江戸屋不調法故とは乍申、誠不容易御儀与深く恐入、仲間一同打寄、諸事入念申談取計候儀ニ御座候、然ル処計らす茂今般別紙之通蒙御察當、何共御答可申上様も無之、全格別之 御深慮を嫌、相逆ひ候儀ニ而者曾而無御座、万端御下知ニ随ひ候心得ニ御座候
右御答書者申上候得共、重々不敬之至りに奉存、且ハ仲間共前々より登方心得違之差立方致来り候事哉難計奉恐入候得ハ、貴店ニおゐてハ

両地御同店御同体之儀と申、殊に 御番衆様御風義茂御弁有之、江戸表前々差立方御案内之事故、訳而御頼申上候様仲間一同より申聞候間、近頃御迷惑なから、今般御察当之次第、品能被 仰上、何卒御沙汰止二相成候様御執成之程奉頼上候

一 元来大 御状箇之儀、飛脚帯刀 御免、御法被頂戴往来致着用候様相成る事ならハ 御番衆様方之以 御威光、飛脚問屋株式之誉れ二相成、左候得者江戸表両伝馬 御用馬を以附出し、品川宿問屋繼二茂可相成、冥加至極重々難有仕合、年来之宿願二奉存候、畢竟是迄之差立方、前々より御同前心得違二茂候哉之旨仲間一同此度之 御察当二而心付、後悔罷有候、然れとも差懸り候事二而右体之次第二茂相成間鋪哉、何分前文之趣宜御汲取、可然被 仰上被下候様奉頼上候、謹言

卯十一月廿四日

大坂屋

茂兵衛

津の国屋十右衛門様

前書之通一同申談取計候次第二付、以連印御頼申入候、以上

和泉屋

京屋

嶋屋

山田屋

伏見屋

各連印

(朱書)

此頼書面之内、御番衆御察当有之候帯刀・法被着用不為致、此方之下知を嫌ひ、悪ひ奴等之御咎有かたしといへとも、其凶に乗て大坂屋より帯刀いたし、法被を着用為致、例ニかわり品川宿問屋繼ニ可致旨りきみ候ハ、御出役并同宿問屋役柄ニ而取押へ 御達ニなるべし、然ル時者大坂屋蒙 御科候事必然たり、其上仲間請負之引荷を為持たる次第露顕せば、夫社正徳年中以来、数度 御触之御趣意ニ背き、おもき御科を蒙るへし、享和年中京都借会府(符)一件

二引宛見れハ、家財闕処、身分重の追放に当るべし
又曰、近来京都順番飛脚問屋丸屋孫市、自分之旅行に御 城内御番衆之御威光を震ひ、道中往返せし、其外積悪其身に報ふて、生ながら地獄の死亡を懸たり、可恐慎むべし

古来より継立之儀者、御番衆様より東海道宿々江年々被 仰渡之古例を守り、飛脚問屋仲間江三ヶ処共願下ケ引請相勤候上者、帯刀・法被を着用不致、戸塚宿迄附出し馬相對ニ而差贈り候上ハ、引荷をいたし馬三疋ニ限り差立候荷物万一於途中故障出来候共、仲間中ニ而申披可相立筋ニ相決し可申覚悟ニ候

(朱書)

但 津国屋江文通之末ニ認候帯刀・法被品川繼ニ以来相成候者、年来之仲間宿願と認たるハ同家ニかつかせたる空言なり、後世心得違すべからず

時に津国屋より返書到来、左之通

一 貴札致拝見候、然者大 御番様当 御定便飛脚 御用、江戸屋平右衛門殿年番二付、被相勤候処 御風義御不案内二付、度々不調法有之、御用被召放ニ相成、一同打驚、外三軒罷出段々御託申上候得共、却而御利解有之御聞届無之、年来御出入二付十右衛門江申付候段被 仰渡候得共、兼而仲間年番請負之議定茂有之、殊に一旦江戸屋ニ而被相勤候事故、御辞退申上、何分元向ニ御聞濟奉願候得共、中々御聞入不被為在、是悲(非)共十右衛門相勤候様押而被 仰付、仲間議定ニ背不申様与心痛致罷在候折柄、貴地御連状ニ而御添心御利解被下候二付、御尤之御趣意仲間被申納得有之 御城内より被仰出候御趣意茂相立、昨三日拙者江御請仕、定例之通式駄乗才領政吉差立申候、尤表向者十右衛門御請負ニ御座候得共、差立方諸勘定者江戸屋方ニ而最初被相勤候通之内談二仕、御定便・御間便共江戸屋江其俣相渡候定ニ而、同家より茂御通達可有之、宜御承知可被下候、御残り役様、表向者津十差立候積ニ被成置、元向平右衛門ニ相成候様追々御願可被下候、先者右御打合申上度如斯御座候、恐々謹言

霜月四日

津国屋

十右衛門

大坂屋茂兵衛様

右一件、御番衆様御趣意相立、随而津国屋ニ而茂江戸仲間より彼地之仲間中江取示シ之連印書を以納得いたし、無事ニ相納り、江戸表大坂屋江崇(崇)りなし、返翰之咎メ茂なし、併当地仲間者彼是心配之損、草臥もふけなり

(朱書)

此一件之始末を以、後世勘弁有べし、一体発端より

御番衆御宿状往返定飛脚御差立有之候宿々江御取示之御定規を以、飛脚屋仲間江定飛脚立方引請、双方馴合之利考を以、旧来家業相続之元備なり、俗語ニ呑め嘔めと申諺に等し、双方之勝手也、されは道中筋ニ而万一故障ある時ハ

御公辺江向ひ、諸方之用向為持合候儀、御番方より御免と申立てハ御番衆御困り、御答書成かたし、仲間江引請たる 御城内之 御用向為持合たる定飛脚ニ故障ありと申立る時ハ、御用飛脚江売買之諸品を附合せたるにあらず、申立之前後する時ハ過あり、深く味ふべし

又曰、此一件本文ニ 御城内より御直立之才領ハ帯刀・法被着用尤なり、登り方例之引荷を為持差立る時ハ、刀・法被ハ荷物之内へ造り込才領町人体大坂屋抱飛脚ニ而仕立たり、此意味を含、後々所々ニ至る迄、此方より止る訳更になしと云々

一 時に天保七丙申年秋八月より、大坂仲間天満屋年番之刻、十二月五日差立候式駄与乗下式箇二荷造り、宰領松之助与申者申付、差下シ候処、草津・大津両宿之間、江州野路村ニおゐて引荷之馬士兩人変心いたし候一件、「委細別冊旧記八ノ冊(割註)」にあり、此かぶれあり、既当天保十一子年之秋八月より御交代 御在番中引請、年番仲間究メ天満屋年番之処、達而辞退あり、万一強而被 仰付候時ハ仲間請負之引荷為持不申との事、彼地者格別、江戸并京地仲間一同永代之弁理を失

ひ、歎ケ敷次第、然ル迪正徳年中以来数度 御触之御趣意に逆ひ、安閑として差立、若於道中凶事ある時ハ其年之当番家名ニ拘り、身分御咎にも相成時者一大事なれば、相互私慮之覚悟致度旨別而御当地之生附、和泉屋・大坂屋主人決心定まらず、愚老篤与取ふくべ如何決定して何(可力)ならんやと、再々応問れけり、依之抑よりの年暦を追て今般此一冊を献す

一

天保八酉年六月十八日、仲間一同道中 御奉行内藤隼人正様御役所江大坂天満屋江為助力 御愁訴申上候、願書上ケ置之俣、今年今日迄何之御沙汰なし、左あれは 御聞濟と改て難被 仰付、然ル迪年来之仕来りと申 御番衆様方勝手向御弁理之廉、今更急度 御取締難被

仰渡次第茂有之、既に前文年曆之内 御組頭様方之 御賢慮、飛脚問屋江 御威光を為荷、手強く馬継不滞様御深慮厚き 御殿様有之、飛脚問屋之元備たる次第 御遠察ありて現在引荷無心配取扱候様、其外森井を以、内実御下知之懸合状、威ありて呑嘔之御差含あり、我々と蝶(喋)シ合たる定飛脚と御自得あれバ、慥成尻持とも可申歟、然れとも何等之節 御番方江為荷候様自分之不調法乍致、宜様と投懸ケ而者 御困り被遊候趣意なり、何は扱置

御 公辺向より御差止有之迄ハ引荷を為持、毎月三斎、馬三疋ニ限差立る事におゐて自分より慎、相止ると申理なし、然れ共家業の秘事、愚意之私を以、をし極る事御家名江対シ不容易一儀なれば、能々御熟覽、御自得之上、御取計ひ然るへし、乍失礼御一別(警) 御承知之御拔書を希ふ

天保十一庚子年仲秋

仲間惣代

利右衛門

(「えきていしりょう」をよむかい)